

(学位第8号様式)

No. 1

学位論文審査結果の要旨

学位申請者 氏名	奥山 正樹		
	主査	鹿児島大学	准教授 鵜川 信
	副査	鹿児島大学	准教授 畑 邦彦
審査委員	副査	琉球大学	教授 大田 伊久雄
	副査	鹿児島大学	教授 坂井 教郎
	副査	鹿児島大学	准教授 高山 耕二
審査協力者			
題目	わが国における鳥獣保護区とその指定区分の進展に関する研究 (Progress of designation concept and category for Wildlife Protection Area in Japan)		

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づいて設定される鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るために必要と認めて指定される区域である。この鳥獣保護区制度は70年以上にわたり運用され、制度や指針の見直しにより社会背景を反映しつつ進展してきた。一方で、近年取り沙汰されている狩猟人口の激減や鳥獣被害の拡大、動物由来の感染症の問題にともない、鳥獣保護区に求められる機能や効果が変化してきている。また、人口減少や気候変動に対応し国際的に自然保護地域の変革が求められる中で、鳥獣保護区制度の現状を把握し、そこで抽出された問題点をもとに、どのように当該制度を修正していくべきかを検討する必要がある。これを踏まえ、本研究では、(1) 鳥獣保護区の指定区分および指定実績の変遷、(2) 国指定鳥獣保護区の指定区分別の現状と傾向、(3) 鳥獣保護区の指定と鳥獣による農林業被害の関係を明らかにするという3つの目的を設定し、鳥獣保護区制度の達成度を評価するとともに、問題の抽出と将来の修正に係るデータの解析を行った。

「(1) 鳥獣保護区の指定区分および指定実績の変遷」の研究では、文献調査から、鳥獣保護区制度の経緯や指定実績を包括的に整理するとともに、特に指定区分に着目して鳥獣保護区の変遷ならびに現状と傾向を分析した。その結果、野生鳥獣を過度な狩猟圧から守るために

の禁猟区として鳥獣保護区が誕生し、それ以来基本的な理念は改められておらず、国際的な自然保護地域の概念と乖離が生じていることを指摘した。また、近年、鳥獣保護区の指定面積が減少し、これが「森林鳥獣生息地」の指定面積の減少によること、一方で、その他の区分では「生息地回廊」を除いて増加が続いていることを明らかにした。これらの結果を踏まえ、自然保護地域確保の観点から、面積が減少している指定区分では科学的根拠に基づいた指定管理を進める必要性を、また、面積が増加している指定区分では、効果的なゾーニング計画等によって保全機能を向上させることを提案した。

「(2) 国指定鳥獣保護区の指定区分別の現状と傾向」の研究では、現行の国指定鳥獣保護区86カ所について、社会統計および関連資料から、各指定区分の実績、土地利用、生息種数を抽出し、それらの相互関係を解析した。その結果、「集団渡来地」の鳥類とほぼ全区分の哺乳類において、指定面積にともなう生息種数の増加を検出した。また、「大規模生息地」における鳥類の生息種数は、土地利用の多様度、鳥獣保護区に占める特別保護地区の面積割合にともなって増加することを明らかにした。加えて、「集団渡来地」では特別保護地区の指定割合が他の指定区分に比べて高いこと、「希少鳥獣生息地」は国立公園等他法令による保護地域と重複する割合が高いことを示した。これらの結果から、指定面積の拡大や多様な生息地の確保が自然保護地域の確保に重要であり、併せて、国立公園と重複する場所では、国立公園関連で実施される保護事業と連携した保全事業の実施を進めることを提案した。

「(3) 鳥獣保護区の指定と鳥獣による農林業被害の関係」の研究では、社会統計および関連資料から、鳥獣保護区の指定実績と森林および農地の鳥獣被害面積のデータを都道府県単位で抽出し、それらの相互関係を解析した。その結果、シカ等の狩猟獣が鳥獣保護区内を含む人工林等で広く森林被害を発生させている一方、鳥獣保護区の指定により周辺農地への農作物被害が抑えられている可能性を明らかにした。これらの結果を踏まえ、慎重に本事象を検証する必要性を指摘しつつも、狩猟圧と鳥獣保護区指定のバランスを図ることで、周辺農地への鳥獣被害をコントロールできる可能性を提案した。

その他、本論文では、鹿児島県における国指定鳥獣保護区における指定実績や保護利用の経緯をケーススタディとしてまとめ、さらに、自然保護地域としての機能の拡充や指定区分の見直し（生息地回廊の取り扱い、集団渡来地等の分散等を目的とした区分、身近な鳥獣生息地の保護区の取り扱い、指定区分の複層化）を提案している。

本論文では、鳥獣保護区制度の変遷と現状を捉えるとともに、鳥獣保護区の指定実績と鳥獣被害の関係解析を行うことで、現在の国際基準および鳥獣問題に照らし合わせた当該制度の問題点の抽出と修正の方向を示す本質的な情報を提供している。したがって、審査員一同は本論文が博士（農学）の学位論文として十分な価値を有するものと判断した。